

開放型病院運営規定

第一条（目的）

本規定は社会医療法人社団カレスサッポロ時計台記念病院（以下当院）に開放型病院機能を備えるにあたり、病床、施設、設備の利用を通して、一貫性のある医療を地域住民に提供し、地域医療の充実および向上を図ることを目的とする。

当院は地域の医師または歯科医師のために解放し、設備・施設を全て利用できるものとする。

第二条（登録医）

当院の開放型病院運用の趣旨に賛同し、その利用を希望する場合には、所定の届出用紙を提出し、当院病院長がこれを了承した医師を登録医とする。

施設・設備を利用しようとする地域医師・歯科医師は、事前に登録医とならなければならない。

第三条（診療上の責務）

登録医は、開放型病床での診療業務に従事するに当たっては、病院に関わる条例および規則等に従い病床医と共同して診療上の責務を負うものとする。

第四条（事務局）

当院の開放型病院の円滑な運営と、病診連携の充実を図るため、当院地域連携センターがその事務局となる。地域連携センターは病診連携と地域医療の向上を目的として、検討会、研修会、講演会を企画し開催する。

また、地域連携センターは開放型病院運営において必要に応じて、全てまたは一部の登録医を召集し、運営会議を行うことがある。

第五条（病床数）

開放型病床には、原則として10床を充てる。

第六条（入院手続き）

登録医は患者を入院させることを希望する場合、以下の手続きにて入院予約を行なう。

- 1) まず、入院の応諾についての相談を、ドクター to ドクターの間で電話、あるいはメールでおこなう。
- 2) 入院受入が可能であることを確認後、登録医は「**入院依頼書 兼 診療情報提供書**」(様式①)を当院の地域連携センターに FAX する。登録医が術者として手術を予定する場合は、所定の「手術申し込み用紙」に必要事項を記載してこれを FAX にて地域連携センターに送信する。

FAX : 011-261-8910(地域連携センター直通)

- 3) 登録医は、患者様に以下のものを当日持参するように伝える。

- ① 入院依頼書 兼 診療情報提供書(様式①)
- ② 保険証

③ 公費医療受給者証(該当の患者のみ)

④ 印鑑

第七条 (開放型病院共同指導料の説明)

入院が決定したら登録医が、事前に共同指導料について入院予定患者に説明し、共同診察の同意を得るものとする。なお、各診療所、病院での合計額が高額医療費の基準を超える場合は補助の対象となる。

第八条 (共同診療基準)

1) 権利と義務

- ① 開放型病床に入院中の患者に関する診療は、病院長の管理下にあるものとする。
- ② 登録医は入院させた患者を回診する権利と義務を有する。
- ③ 登録医の診療時間は、原則として平日の午前9時から午後6時までとし、回診時間については、あらかじめ時計台記念病院地域連携センターに登録医よりスケジュールを届けるものとする。午後6時以降に回診される際は、当院の病床医と相談し、その合意を得ることとする。

2) 来訪手続き

回診のため、来院の際は時間内および時間外とも、本館3階の地域連携センターにてその旨を告げ、来診簿にサイン、時間等を記載し、ネームプレートを受け取る。登録医は常にネームプレートと持参の白衣を着用して診察を行なう。

3) 診察・手術・検査

- ① 登録医は受領者の主治医として、病床医と共同で診察にあたるものとする。
- ② 手術・検査においても病床医と共同で行なうことを原則とする。
- ③ 医薬品および診療材料は、病院の採用品をしようすることとする。

4) 説明と指示

登録医は、診療・手術・検査にかかわる説明および指示を病床医と共同で行うものとする。

5) コンサルト

登録医はその専門外の患者に対して院内の専門医師にコンサルトを受けることができる。

6) カンファランス

登録医は必要に応じて院内のカンファランスに出席することができる。

7) 診療録記載

登録医は診察を行なったときは、双方の診療録に開放病院登録医指導のゴム印を押してから診療に関する事項を記載しなければならない。

8) 緊急の連絡

入院患者の急変は、病床医または当直医が登録医に連絡を行なう。従って登録医は時間外を含め緊急の連絡先を明らかにしておかなければならない。

9) 患者の入退院

- ① 登録医が自己の患者を開放型病床に入院させようとするときは「入院依頼書 兼 診療情報提供書」を地域連携センター宛に FAX で連絡し、その承認を受けるものとする。手術を計画する場合は、併せて「手術申し込み票」を FAX する。
- ② 入院期間は概ね30日以内とする。
- ③ 登録医が入院させた患者は、その病状に応じて ICU、CCU および一般病床に転床できるものとする。また、当該患者を開放型病床に戻すこともできる。
- ④ 患者の退院は登録医と病床医が協議して決定する。退院後の治療方針についても両者の合議で行なう。
- ⑤ 退院時サマリーは、病床医が記載する。

10) 賠償責任

- ① 登録医が当院で診療を行なうにあたり、当院管理者(時計台記念病院長)の管理下であり、医師として善良な注意義務を持って診療を行なったにもかかわらず生じた医療事故については、病院職員と当該登録医が協議してその処理にあたり、費用については原則として病院が加入する医師損害賠償責任保険を適用する。
- ② 上記以外の場合については、その都度協議する。

第九条 運営委員会

開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、時計台記念病院開放型病床運営委員会を設置する。

運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

開放型病床運営委員会規定

第一条 趣旨

この規定は時計台記念病院開放型病床運営委員会(以下運営委員会)の運営、組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 組織

運営委員会は、委員長、副委員長 1 名および委員 3 名の計 5 名で組織する。

第三条 会議

運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

第四条 事務局

運営委員会の事務局は、時計台記念病院 地域連携センターに置く。